

交通政策審議会海事分科会船員部会
第2回海上旅客運送業最低賃金専門部会 議事次第

令和7年10月6日(月)
13:30～15:00
3号館11階特別会議室

1. 開 会

2. 議 事

議題1. 海上旅客運送業最低賃金の改正について

3. 閉 会

海上旅客運送業最低賃金専門部会委員名簿

(敬称略、五十音順)

(公益を代表する委員)

小西 康之 明治大学法学部 教授

◎ 野川 忍 東京女子大学 副理事長

(関係船員を代表する委員)

井上 寛信 全日本海員組合 国内部副部長補

遠藤 飾 全日本海員組合 政策局総合政策部長

(関係使用者を代表する委員)

関 季之 ハートランドフェリー株式会社 取締役副社長

恒川 郁雄 新日本海フェリー株式会社 海務部次長

◎ 専門部会長

配 布 資 料 一 覧

- 資料 1 海上旅客運送業最低賃金
(平成 8 年10月30日運輸省最低賃金公示第 6 号)
- 資料 2 海上旅客運送業の最低賃金の改正状況
- 資料 3 海上旅客運送業に係る労使間協定賃金

海上旅客運送業最低賃金

平成 8 年 10 月 30 日	平成 8 年運輸省最低賃金公示第 6 号
一部改正平成 9 年 10 月 31 日	平成 9 年運輸省最低賃金公示第 5 号
一部改正平成 10 年 11 月 2 日	平成 10 年運輸省最低賃金公示第 2 号
一部改正平成 11 年 11 月 1 日	平成 11 年国土交通省最低賃金公示第 2 号
一部改正平成 12 年 11 月 10 日	平成 12 年国土交通省最低賃金公示第 2 号
一部改正平成 13 年 11 月 1 日	平成 13 年国土交通省最低賃金公示第 2 号
一部改正平成 26 年 3 月 3 日	平成 26 年国土交通省最低賃金公示第 2 号
一部改正平成 26 年 11 月 20 日	平成 26 年国土交通省最低賃金公示第 4 号
一部改正平成 27 年 12 月 2 日	平成 27 年国土交通省最低賃金公示第 2 号
一部改正平成 28 年 11 月 28 日	平成 28 年国土交通省最低賃金公示第 2 号
一部改正平成 29 年 12 月 8 日	平成 29 年国土交通省最低賃金公示第 2 号
一部改正平成 30 年 12 月 5 日	平成 30 年国土交通省最低賃金公示第 2 号
一部改正令和元年 12 月 18 日	令和元年国土交通省最低賃金公示第 2 号
一部改正令和 3 年 1 月 20 日	令和 3 年国土交通省最低賃金公示第 2 号
一部改正令和 4 年 1 月 20 日	令和 4 年国土交通省最低賃金公示第 1 号
一部改正令和 5 年 1 月 20 日	令和 5 年国土交通省最低賃金公示第 1 号
一部改正令和 6 年 1 月 22 日	令和 6 年国土交通省最低賃金公示第 2 号
一部改正令和 7 年 2 月 10 日	令和 7 年国土交通省最低賃金公示第 2 号

1 適用する地域

全国

2 適用する使用者

船員法（昭和 22 年法律第 100 号）第 1 条に規定する船舶であって、旅客運送の用に供するもののうち、次の各号に掲げる船舶の所有者（船員法第 5 条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）

(1) 遠洋区域を航行区域とする船舶

(2) 近海区域を航行区域とする船舶

(3) 沿海区域を航行区域とする総トン数 100 トン以上の船舶（その航行区域が平水区域から当該船舶の最強速力で 2 時間以内に往復できる区域に限定されている船舶を除く。）

3 適用する船員

前項の使用者に雇用されている船員であって、同項の船舶に乗り組む職員（船長を含む。以下同じ。）及び部員

4 前項の船員に係る最低賃金額（月額）

(1) 職員（事務部職員を除く。）

264,750 円

(2) 事務部職員

209,750 円

(3) 部員

201,900 円

5 最低賃金に算入しない賃金

(1) 通常の労働日以外の日の労働及び通常の労働時間を超えた時間の労働に対し支払われる割増手当及びこれらの労働に対応する部分の能率給、歩合給など

(2) 夜間の労働に対し支払われる夜間割増賃金

(3) 臨時的に行う通常の労働以外の労働に対し支払われる作業手当、荷役手当、欠員手当など

(4) 予期していない事由に基づき支払われる災害の場合の一時金及び支給条件はあらかじめ確定されているが、支給事由の発生が不確定であり、かつ、まれに支払われ

る結婚手当、退職手当など

(5) 1 か月を超える期間毎に支払われる夏期・年末手当、賞与、その他これに準ずる賃金

(6) 通勤手当及び実費弁償として支払われる交通費、旅費、その他これに類するもの

附 則（平成9年運輸省最低賃金公示第5号）

この公示は、平成9年11月30日から効力を生ずる。

附 則（平成10年運輸省最低賃金公示第2号）

この公示は、平成10年12月2日から効力を生ずる。

附 則（平成11年国土交通省最低賃金公示第2号）

この公示は、平成11年12月1日から効力を生ずる。

附 則（平成12年国土交通省最低賃金公示第2号）

この公示は、平成12年12月10日から効力を生ずる。

附 則（平成13年国土交通省最低賃金公示第2号）

この公示は、平成13年12月1日から効力を生ずる。

附 則（平成26年国土交通省最低賃金公示第2号）

この公示は、平成26年4月2日から効力を生ずる。

附 則（平成26年国土交通省最低賃金公示第4号）

この公示は、平成26年12月20日から効力を生ずる。

附 則（平成27年国土交通省最低賃金公示第2号）

この公示は、平成28年1月1日から効力を生ずる。

附 則（平成28年国土交通省最低賃金公示第2号）

この公示は、平成28年12月28日から効力を生ずる。

附 則（平成29年国土交通省最低賃金公示第2号）

この公示は、平成30年1月7日から効力を生ずる。

附 則（平成30年国土交通省最低賃金公示第2号）

この公示は、平成31年1月4日から効力を生ずる。

附 則（令和元年国土交通省最低賃金公示第2号）

この公示は、令和2年1月17日から効力を生ずる。

附 則（令和3年国土交通省最低賃金公示第2号）

この公示は、令和3年2月19日から効力を生ずる。

附 則（令和4年国土交通省最低賃金公示第1号）

この公示は、令和4年2月19日から効力を生ずる。

附 則（令和5年国土交通省最低賃金公示第1号）

この公示は、令和5年2月19日から効力を生ずる。

附 則（令和6年国土交通省最低賃金公示第2号）

この公示は、令和6年2月21日から効力を生ずる。

附 則（令和7年国土交通省最低賃金公示第2号）

この公示は、令和7年3月12日から効力を生ずる。

海上旅客運送業の最低賃金の改正状況

年度	最低賃金額		
	職員	事務部職員	部員
平成 8 年	234,350円	181,250円	169,450円
平成 9 年	236,950円	183,250円	172,600円
平成 1 0 年	238,050円	184,100円	175,800円
平成 1 1 年	—	—	176,500円
平成 1 2 年	—	—	177,050円
平成 1 3 年	238,300円	184,200円	177,500円
平成 1 8 年	—	—	—
平成 2 5 年	239,250円	185,150円	178,250円
平成 2 6 年	240,250円	186,150円	179,000円
平成 2 7 年	242,050円	187,950円	180,600円
平成 2 8 年	243,050円	188,950円	181,600円
平成 2 9 年	244,050円	189,950円	182,600円
平成 3 0 年	245,350円	191,250円	183,900円
令和元年	246,450円	192,350円	185,000円
令和 2 年	246,800円	192,700円	185,350円
令和 3 年	247,350円	193,250円	185,900円
令和 4 年	248,350円	194,250円	186,900円
令和 5 年	255,750円	200,750円	192,900円
令和 6 年	264,750円	209,750円	201,900円

※ 記載のない年度は、諮問が行われていない。

令和 7 年度労使間協定賃金(海上旅客運送業)

1. 職員(事務部職員を除く。)

最賃額

264,750

(単位:円)

会 社 名	職 名	基 本 給 (初 任 額) 標 齡 給 職 務 給	乗 船 手 当 等	フ ェ リ ー 手 当	航 海 日 当	そ の 他	合 計	最 賃 額 と の 差	備 考 (航海日当/月)
A	航・機士	268,240	1,700		19,090	6,050	295,080	30,330	個別協約 23.00 日
B	〃	183,300	78,380		14,100		275,780	11,030	大型 C F 20.00 日
C	〃	183,300	78,380		12,866		274,546	9,796	個別協約 18.25 日
D	〃	262,340		26,234	9,100		297,674	32,924	中四旅客 20.00 日
E	〃	186,680	78,380		14,100		279,160	14,410	大型 C F 20.00 日
F	〃	263,770	3,740	65,940	2,800		336,250	71,500	個別協約 20.00 日
G	〃	183,300	78,380		14,100		275,780	11,030	大型 C F 20.00 日
H	〃	200,000			26,000	40,000	266,000	1,250	個別協約 17.33 日
I	〃	266,610	3,600		4,650	15,855	298,215	33,465	個別協約 21.00 日
J	〃	184,990	78,380		12,690		276,060	11,310	大型 C F 18.00 日
K	〃	235,450	16,500		21,150	88,269	361,369	96,619	個別協約 30.00 日
L	〃	191,750	78,380		14,100		284,230	19,480	大型 C F 20.00 日
M	〃	183,300	78,380		14,805		276,485	11,735	大型 C F 21.00 日
N	〃	262,340		26,230	13,400		301,970	37,220	中四旅客 20.00 日
O	〃	186,680	78,380		13,395		278,455	13,705	大型 C F 19.00 日
P	〃	184,990	78,380		14,100		277,470	12,720	大型 C F 20.00 日
Q	〃	244,360	34,000	36,654			315,014	50,264	個別協約 — 日
R	〃	255,620	3,000	9,720	3,000	32,205	303,545	38,795	個別協約 20.00 日

2. 事務部職員

最賃額

209,750

(単位：円)

会 社 名	職 名	基 本 給 (初 任 額)		乗 船 手 当 等	フ ェ リ ー 手 当	航 海 日 当	その他	合 計	最賃額 との差	備 考 (航海日当／月)
		標 齢 給	職 務 給							
a	事務員 (未経験)	183,300	26,690			14,100		224,090	14,340	大型C F 20.00 日
b	〃	243,980		24,400		13,400		281,780	72,030	中四旅客 20.00 日
c	〃	252,290	3,580	63,070		2,800		321,740	111,990	個別協約 20.00 日

3. 部 員

最賃額

201,900

(単位：円)

会 社 名	職 名	基 本 給 (初 任 額)		乗 船 手 当 等	フ ェ リ ー 手 当	航 海 日 当	そ の 他	合 計	最賃額 との差	備 考	
		標 齢 給	職 務 給							(航海日当／月)	
A a	部員 (未経験)	167,520	2,000			19,050	88,269	276,839	74,939	個別協約	30.00 日
B b	〃	181,720	3,410	45,430		2,000		232,560	30,660	個別協約	20.00 日
C c	〃	176,540	26,060			12,700		215,300	13,400	大型C F	20.00 日
D d	〃	176,540	26,060			11,588		214,188	12,288	個別協約	18.25 日
E e	〃	202,690				16,560	3,800	223,050	21,150	個別協約	23.00 日
F f	〃	170,000				25,000	11,000	206,000	4,100	個別協約	17.33 日
G g	〃	176,540	26,060			12,700		215,300	13,400	大型C F	20.00 日
H h	〃	176,540	26,060			12,700		215,300	13,400	大型C F	20.00 日
I i	〃	176,540	26,060			13,335		215,935	14,035	大型C F	21.00 日
J j	〃	183,760		18,376		6,300		208,436	6,536	中四旅客	20.00 日
K k	〃	176,540	26,060			12,065		214,665	12,765	大型C F	19.00 日
L l	〃	176,540	26,060			11,430		214,030	12,130	大型C F	18.00 日
Mm	〃	180,040			4,350	13,335	7,500	205,225	3,325	個別協約	21.00 日
N n	〃	183,760		18,380		10,300		212,440	10,540	中四旅客	20.00 日
O o	〃	176,540	26,060			12,700		215,300	13,400	大型C F	20.00 日
P p	〃	176,540	26,060			12,700		215,300	13,400	大型C F	20.00 日
Q q	〃	183,760		8,100		2,000	23,025	216,885	14,985	個別協約	20.00 日
R r	〃	176,780	20,000	26,517				223,297	21,397	個別協約	— 日